

番号：150983

国名：ブータン

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年12月下旬から2016年2月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.50M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：準備期間 5日 現地業務期間 15日 整理期間 7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月2日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約（単独型）（2014年4月以降契約）>業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出について）（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ブータン/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ブータンは、国土（面積 38,394km²：九州の約 90%）の大部分が山岳地帯であり、道路交通が最も重要な交通・輸送手段となっている。公共事業定住省は 2006 年に道路セクターマスタープラン（Road Sector Master Plan）を策定し、2027 年までの 20 年間に国道や県道などの道路網拡張及び拡幅、改修整備とフィーダーロードの充実、橋梁の維持・補修、架け替え等を実施することとしている。これらのうち、これまでのところ同省は、主要国道の拡幅、改修整備を優先的に進めている。

しかしながら、公共事業定住省・道路局が維持管理を行っている橋梁 337 橋（総延長 10,582m）の内 151 橋（45%）が応急的なベイリー橋等であり、積載荷重及び幅員に制限があることに加え、1970 年代及び 1980 年代に建設された橋梁のほとんどが供用年数を超えており、耐荷重が低下した危険な状況で使われている。

コンクリート及び鋼の恒久橋の供用年数は、一般的に約 80～100 年とされているにも関わらず、適切な維持管理及び点検ができていないため、ほとんどの橋が供用後 40～50 年で壊れていることから、これらの橋梁の安全性確保が重要な課題である。

上記を踏まえ、ブータン政府は、橋梁の安全性確保のため、公共事業定住省・道路局をカウンターパート（C/P）機関として、橋梁の建設品質管理と橋梁維持管理における能力強化に係る技術協力プロジェクト「橋梁施工監理及び維持管理能力向上プロジェクト」（本プロジェクト）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトの要請背景の確認、関連情報の収集を行ったうえで、先方政府関連機関と案件の枠組み（上位目標、プロジェクト目標、成果、指標、活動、協力期間、実施体制、投入等）について確認・協議し、プロジェクトの実施に関する合意文書（M/M：Minutes of Meetings）の署名・交換を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、協力計画策定のために必要な以下の業務を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた取りまとめを行う。

なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年12月下旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、相手国側各関係機関に対する質問票（案）（英文）、協議説明資料（案）（英文）を作成する。質問票は JICA ブータン事務所を通じて事前配布を行う。
- ② プロジェクトの PDM(Project Design Matrix)案（和文・英文）、PO(Plan of Operations)案（和文・英文）を検討する。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2016年1月上旬～1月中旬）

- ① JICA ブータン事務所等との打合せに参加する。
- ② 相手国側各関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ JICA ブータン事務所を通じてあらかじめ配布した質問票の回収を行い、その内容を分析し、分析結果を団内で共有する。
- ④ プロジェクトの背景・目的・内容を確認する。（要請書や情報収集調査の内容を踏まえた上で、相手国側関係機関のニーズを確認する。）
- ⑤ 相手国側実施機関のプロジェクト実施体制を確認する。
- ⑥ プロジェクトの基本計画を検討し、PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）の作成に協力する。

- ⑦ C/P との協議で合意された内容について、討議議事録（R/D：Record of Discussions）（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑧ 評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑨ 担当分野にかかる現地調査結果を団内に共有し、JICA ブータン事務所に報告する。

（3）帰国後整理期間（2016年1月下旬～2月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 収集資料の整理・分析（収集資料リスト作成や、質問票回答、事前評価表、PDM案、PO案等の他の調査団員の作成した資料のとりまとめ等も含む）を行う。
- ③ 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の業務従事者が作成したものを含めた取りまとめを行う。また、全体の詳細計画策定調査報告書（案）の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- （1）担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含む（見積もりを計上すること）。航空便経路は成田（日本）—パロ（ブータン）間の経済性及び利便性を考慮した路線を選択すること。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年1月3日～1月17日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）
- エ) 橋梁設計・維持補修（コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舍手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし

オ) 現地日程のアレンジ
JICAがアレンジします。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料は、JICA社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム（TEL：03-5226-8121）に連絡いただければ、データを配布します。

・要請書（写）

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②ブータン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAブータン事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。